留学生交流支援制度	2,640	—	—	—	—	2,640	
免許状更新講習開設事業費等補助金	5,543	—	—	—	—	5,543	
理数学生育成支援事業	13,978	—	—	—	—	13,978	
設備整備費補助金	210,079	—	199,608	—	—	10,470	
合　　計	303,899	—	207,352	—	—	96,546	

(注)　当期交付額には、来期に精算する551千円が含まれていません。

⑱　役員及び教職員の給与の明細

常勤・非常勤の定義等は、「国立大学法人等の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」（総務大臣策定）によります。　（単位：千円、人）

区分		報酬又は給与		退職給付	
		支給額	支給人員	支給額	支給人員
役員	常勤	(72,597) 72,597	5	(49,988) 49,988	1
	非常勤	3,150	2	—	—
	計	(72,597) 75,747	7	(49,988) 49,988	1
教職員	常勤	(6,335,068) 6,353,119	835	(520,560) 520,560	33
	非常勤	650,014	760	510	7
	計	(6,335,068) 7,003,133	1,595	(520,560) 521,071	40
合計	常勤	(6,407,665) 6,425,716	840	(570,549) 570,549	34
	非常勤	653,164	762	510	7
	計	(6,407,665) 7,078,881	1,602	(570,549) 571,060	41

1．役員に対する報酬等の支給基準
- 報酬月額の計算方法：国立大学法人埼玉大学役員報酬規則第７条によります。
- 退職手当の計算方法：国立大学法人埼玉大学役員退職手当規則第３条によります。

2．教職員に対する給与及び退職手当の支給基準
- 給与の計算方法：一般職国家公務員に準拠しています。
- 退職手当の計算方法：国家公務員退職手当法に準拠しています。

3．支給人員数は、年間平均支給人員によります。

4．人件費の定義について
- 常勤職員は、ガイドライン中の「常勤職員」、「在外職員」、「任期付職員」及び「再任用職員」から受託研究費等により雇用する者を除いた職員です。
- 非常勤職員は、常勤職員、受託研究費等により雇用する者及び「ガイドライン」における「派遣会社に支払う費用」以外の職員です。

5．「常勤」欄の上段に（　）書きにて「退職金相当額を運営費交付金で措置する対象者数について（通知）」（平成16年６月３日付人事課長16文科人第84号）における「退職金相当額を運営費交付金で措置する必要がある役職員」の支給額を記載しています。

6．法定福利費は、本表に含めていません。

⑲　開示すべきセグメント情報　（単位：千円）

区分	学部・研究科等	附属学校	小計	法人共通	合計
業務費用					
業務費	9,335,795	947,530	10,283,325	1,847,895	12,131,221
教育経費	1,077,491	164,249	1,241,740	409,328	1,651,068
研究経費	840,750	—	840,750	11,173	851,923
教育研究支援経費	354,676	—	354,676	86,320	440,997
受託研究費	536,452	—	536,452	49,120	585,573
受託事業費	102,783	390	103,174	238	103,412
人件費	6,423,641	782,890	7,206,531	1,291,714	8,498,246
一般管理費	137,188	728	137,917	376,356	514,273
財務費用	2,170	538	2,709	4,025	6,734
雑損	—	—	—	798	798
小計	9,475,154	948,797	10,423,952	2,229,076	12,653,028